

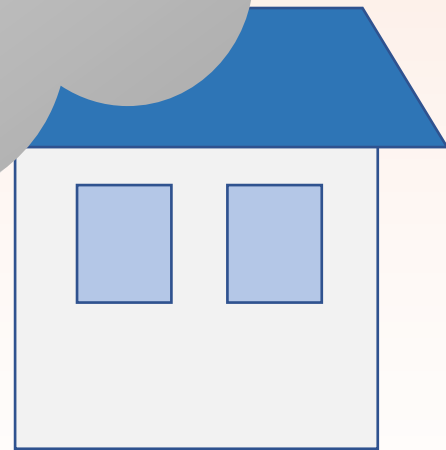
その焼却行為……

大丈夫ですか？

野外焼却は法律で禁止されています！

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)

洗濯物に臭いがついてしまう！
煙が家に入ってくる！
こどもの咳が止まらない！



美濃加茂市役所環境課
(0574) 25-2111
(内307・304)

例外行為であっても、積極的に 行っていいものではありません！

近隣の住民等から苦情があった場合は

行政指導の対象となり

ただちに消火していただく場合があります！

やむを得ず行う際には、以下のことに留意して行うように努めてください。

★留意点

1. 燃やす草木や枯葉をよく乾燥させ、時間帯と風の有無を考慮してください。
2. 燃やす前に近所の方に周知してください。
3. 燃やす量を必要最小限にして、さらに少量ずつ焼却してください。
4. 長時間にわたって焼却しないでください。
5. 少量の草・枯葉であれば可燃ゴミで出してください

※大量に出た枝葉・株・竹などの処分は許可業者に持ち込み処分ができます。**有料**ですので事前にご確認ください。

一般廃棄物処分許可業者	(株) 佐合木材	TEL	26-3111
-------------	----------	-----	---------

参考

法令で一部例外とされている行為（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 **※廃ビニールの焼却は禁止**
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの